

大分県障がい者芸術文化推進会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、「大分県障がい者芸術文化推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

第2条 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）第8条第1項に基づく障害者による文化芸術活動の推進に関する計画（以下「大分県障がい者計画」という。）の内容及進捗、実績等に関する事項について協議するため、推進会議を設置する。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員は、大分県福祉保健部障害者社会参加推進室長が委嘱する。

3 推進会議には、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 大分県障がい者計画の内容及に関する事項
- (2) 大分県障がい者計画の進捗、実績に関する事項
- (3) その他必要な事項

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、推進会議の会務を総括し、推進会議を代表する。

3 委員が出席できないときは、委員が所属する団体等からの代理出席を認める。

4 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、大分県福祉保健部障害者社会参加推進室に置く。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。